

令和6年度 公文書開示状況（4月決定分） 総務局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R6. 3. 28	R6. 4. 5	工事の設計変更について（第3回）道路改修工事（4三ー伊ヶ谷港）	124	1															総務局三宅支庁土木港湾課	
2	R6. 3. 25	R6. 4. 9	丙A87号証資料3	10	1						1	1	1							(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため (条例第7条第3号) 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (条例第7条第4号) 犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあるため	総務局総務部法務課
3	R6. 3. 27	R6. 4. 9	第2回東京都情報公開・個人情報保護審議会 権利濫用基準検討部会 式次第	1	1															総務局総務部情報公開課	
4	R6. 3. 27	R6. 4. 9	第73回東京都情報公開・個人情報保護審議会 資料2ー2「権利濫用答申の概要」 第1回東京都情報公開・個人情報保護審議会 権利濫用基準検討部会速記録、式次第 第2回東京都情報公開・個人情報保護審議会 権利濫用基準検討部会速記録	167	1								1	1						(条例第7条第5号) 東京都情報公開・個人情報保護審議会の協議権利濫用基準検討部会に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため (条例第7条第6号) 検討部会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務局総務部情報公開課
5	R6. 3. 27	R6. 4. 9	情報公開・個人情報保護審議会 権利濫用基準検討部会の各会議の配付資料				1						1	1						(条例第7条第5号) 東京都情報公開・個人情報保護審議会の協議権利濫用基準検討部会に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため (条例第7条第6号) 検討部会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務局総務部情報公開課
6	R6. 3. 27	R6. 4. 9	「2021年6月3日のNHKサイトの「東京都 情報公開制度運用見直し 開示請求受け付けない基準検討」の記事で審議会の意見を聞いて内部の規定の見直しをしようとしている。この見直しに関する以下の一切の文書。 ・議事録含む審議会資料 ・見直しを行った内規（見直し前と後のバージョン）」のうち 見直しを行った内規（見直し前）					1												実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局総務部情報公開課
7	R6. 3. 28	R6. 4. 12	・「令和6年3月1日付東京都本庁舎内における営利行為・立入り許可申請書」 ・「令和6年3月2日付東京都本庁舎内における営利行為・立入り許可申請書」 ・「令和6年3月18日付5総総総第2659号『令和6年度東京都本庁舎における営利行為・立入り許可について』」 ・「令和6年3月26日付5総総総第2705号『令和6年度東京都本庁舎における営利行為・立入り許可について』」	14	1						1									(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため	総務局総務部総務課
8	R6. 4. 2	R6. 4. 15	(1)東京都八丈支庁大賀郷住宅D棟改修工事 工事組織 (2)東京都八丈支庁桜平第三住宅4号棟改修工事 現場組織表	2	1						1									(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため	総務局八丈支庁総務課
9	R6. 4. 15	R6. 4. 24	複数の担当部局にかかる情報公開請求を受けた場合に、開示日時などの調整を情報公開課において取りまとめることの可否と要否についての現在の扱いと10年前の取り扱いの内規を知ることができる文書					1												実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局総務部情報公開課
10	R6. 4. 15	R6. 4. 24	2015年から2017年にかけて、東京都が、複数の所管課が保有する文書について情報公開請求を受けた際に、部局を跨いで開示の日時について調整した形跡を知ることができる文書全て					1												実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局総務部情報公開課

